

# 令和4年度 社会福祉法人輝陽樹会 事業計画

## 【法人全般】

### I. 概要

新型コロナウイルスの感染拡大の長期化で感染第6波が襲い令和3年度も翻弄し続けた。介護業界は、国が必要不可欠な国策として補助金、慰労金、基準の緩和等駆使して守られている。その結果、当法人の事業収益は、介護報酬改定の引き上げと感染症予防対策に配慮しながら感染者ゼロによって安定した状況の見通しである。

令和4年度は、今後も新型コロナと向き合うことになる中で、平成28年11月開業の特養施設6年目を迎え、経営課題である介護人材の確保・定着、業務継続計画の再策定、科学的介護情報システムの導入と定着、更なる経営の柱として昨年度に事業認可された無料低額診療事業と居宅介護支援事業の推進及び令和6年4月開業予定の（仮称）特別養護老人ホームベテラン館ヴィラ桶川の事業に向けて、事業規模を拡大し事業継続を確実なものに取組んでまいります。

利用者のために、職員のために、コロナ禍時代を生き抜き、成長分野と言われている介護事業を継続して継続させるための仕組み・組織をつくり、それを支える人員を集め、育てていくことにより経営体力を蓄え、5年先、10年先には更なる素晴らしい事業の経営を目指してまいります。

### II. 輝陽樹会・ベテラン館の名前の由来

#### 1. 輝陽樹会

- (1) 人生のベテランの方々に最後まで輝く生活を送り続けて頂きたい。
- (2) 働く職員が人生のベテランの方々の笑顔を頂くことで、心地良い陽の光が当り働くことに自信と誇りが持てる場所となり施設をつくります。
- (3) 利用者様に寄り添い、寄りかかっていただけけるよう、大地に深く根付く樹、となってサービス提供をします。

法人に関わる全ての皆様に陽が当たり末永く多幸続くよう命名しました。

#### 2. ベテラン館

「経験豊富な」「熟達した」という意味を持ちます。

人間になぞらえると「経験を積む」ということは「年齢を重ねる」ということになり、年長者の方々よりたくさんを学び、それを活かし、よりよいケアの提供を行いたいとの思いから「ベテラン館」と命名いたしました。

### III. 法人理念

－安心・安全・安定－

私達は利用者の皆様に「そこに人がいて人として接すること」の精神と、「安心」「安全」「安定」を持って、すべての職員が笑顔、心通じ合い施設運びを通して、幸せで生きがいに満ちた豊かな生活に貢献いたします。

1. 心と生きがいについて、全職員が共通理解をして、利用者さま個々に対応します。  
利用者さまが孤独感を持たぬよう、個性を尊重しながら、共生する生活環境をつくります。
2. いろいろな機会を活かして、内外の交流を盛んにし、利用者さまが社会的存在を実感できるよう図ります。
3. 高齢者が持つ不自由・不要・不安・恐怖・イライラ等、親身になって解消に努めます。
4. すべての職員が明るく、愛情細やかで、利用者さまと心通い合う施設運営をします。
5. ベテラン館はご家族さまと協力して、利用者さまの大切な時間を活かします。

#### IV. 事業概要

##### 1. 第一種社会福祉事業

特別養護老人ホームベテラン館（介護老人福祉施設ユニット型）

所在地：埼玉県所沢市大字下富1011番1

定員：80名 事業開始：平成28年11月1日から

##### 2. 第二種社会福祉事業

(イ) 特別養護老人ホームベテラン館（短期入所生活介護）

所在地：埼玉県所沢市大字下富1011番1

定員：20名 事業開始：平成28年11月1日から

(ロ) 生計困難者のために無料又は低額な料金で診療を行う事業（無料低額診療事業）

雪見原クリニック（併設診療所：医療保険

事業開始：令和3年12月1日から

##### 3. 公益を目的とする事業

居宅介護支援の事業（居宅介護支援事業所ベテラン館ヴィラ所沢）

所在地：埼玉県所沢市大字下富1070番1

事業開始：令和3年8月1日から

#### V. 法人経営目標及び事業方針と重点的な取り組み

##### 1. 法人経営目標

- (1). 新型コロナウイルス感染拡大防止への業務継続と感染対策の推進
- (2). 無料低額診療事業における雪見原クリニックの推進と事業収益の黒字化
- (3). 居宅介護支援事業の包括的なサービスの提供
- (4). (仮称) 特別養護老人ホームベテラン館ヴィラ桶川の創設準備
- (5). 国の経済対策の介護職の収入3%と介護報酬臨時改定への対応

## (6)．地域福祉施策と連携した事業運営と社会に貢献

### 2．事業方針と重点的な取り組み

#### (1)．新型コロナウイルス感染拡大防止への業務継続と感染対策の推進

介護サービスの現場に直接的な影響を及ぼした新型コロナウイルス感染症は、新たな変異型の登場や世界的な感染再拡大など、いまだに予断を許さない状況が続く。この2年間、この難局をみんなで一緒に乗り越えようと言った意欲が生まれ、業務の中でのチームワークの良さや職種間の連携の深まりをもたらしている。

介護サービスは、要介護者、家族等の生活を支える上で欠かせないものであり、感染防止対策等の前提とした継続的なサービスの提供が求められている。

そのためには、1．介護現場における感染対策力の向上を目的に作成された厚生労働省からの令和3年3月「介護現場における感染対策の手引き（第2版）」介護現場で必要な感染症の知識や対処方法など、繰り返し感染対策推進を図っていく。2．業務継続(BCP:業務継続ガイドライン)に向けた計画の作成が重要であると認識し、委員会を通じて検討・修正を繰り返し当施設の状況に即した内容に発展させていく。

#### (2)．無料低額診療事業における雪見原クリニックの推進と事業収益の黒字化

ベテラン館ヴィラの特養・短期入所生活介護の入所者は、負担限度額証においての2段階は12人、3段階は38人の内、特養入所(居)者は外部の医療機関に受診することも難しく、減免を受けることが困難な入所者に対して、令和3年11月に無料又は低額な医療を提供する為に、所沢市の無料低額診療事業の認可を受けて、特別養護老人ホーム医務室と兼用する形で診療所を開設しました。

今年度は、経済的な弱者の救済及び地元住民に対して適切な医療を提供することを目的とし、法人経営において社会福祉事業継続に影響のないように多額な先行設備投資の資金回収を上回る雪見原クリニックの事業収益の黒字を目指します。

#### (3)．居宅介護支援事業の包括的なサービスの提供

居宅介護支援事業所の市場は、全国の事業所の決算収支差率はマイナス1.6%で全介護サービス中唯一のマイナスの事業で、2018年をピークに連続で減少している。

これは、利用者の単価が上がっても経営状況が改善しないことを意味し、介護サービスの需要が増加する中で事業所が減少すると1事業所あたりの負担が大きく、規模の小さい事業所ほど経営が厳しいことが明らかで、中・大規模化が進んでいる。当法人は、規模の拡大を優遇する施策には逆行するが、特定事業所加算の要件を満たせない中で単独での黒字化は見込めないが、当法人の短期入所生活介護施設とケアマネジメントの公正中立性という観点からも、提供するサービスに偏りが生じないように、包括的なサービスを提供するために令和3年8月に開設しました。

令和4年度は、この事業の経費負担を経営が成り立つラインには届かないまでも、法人の事業継続に最小限の支障での影響に留め、居宅介護支援事業所の介護支援専門員が作成する居宅サービス計画を希望する方々のニーズに応じて、より良い居宅サービス計画を提供する。

(4). (仮称) 特別養護老人ホームベテラン館ヴィラ桶川の創設準備

当法人の安定的な経営の確保の観点から、令和3年度整備計画の設立計画書の提出に挑戦して東部中央福祉事務所から計画を認めるとの審査結果の通知があった。

令和6年4月開業に向けて、工程表に沿って創設準備を推進していく。

本年度の事業計画は、本文(VII. (仮称) 特別養護老人ホームベテラン館ヴィラ桶川の事業計画を参照。

(5). 国の経済対策の介護職の収入3%と介護報酬臨時改定への対応

介護現場で働く職員の賃金引上げにおける介護に関する交付金の概要が示され、10月以降は介護報酬の本体に直接見込まれる「介護職員処遇改善支援補助金」の案内の通知があった。

この制度の導入に当たり、介護職員1人当たり月額9,000円だけが独り歩きしているなかで、正しく理解し職員への説明・周知を行って介護職員の処遇改善を目的とした補助金であることを十分に踏まえて配分を行ってまいります。

そのため、現時点では補助金及び10月以降の臨時介護報酬が見込んでいないため収支予算には織り込んでいない。

(6). 地域福祉施策と連携した事業運営と社会に貢献

新型コロナ禍において、地域活動やボランティア活動は地域のつながる取組みが休止あるいは延期となり、地域福祉活動に多大な影響が出ています。

活動の再開・継続に向けた支援や工夫して、新型コロナウイルスの感染を正しく恐れながら、オンラインやリモートの活用等、より柔軟で効率的な方向に変革していく視点を取り組みに取り入れて、困難な時代を乗り越えていきたいと考えています。

## VII. 評議員会・理事会等の運営

社会福祉法の適正な運営を行うため、定款及び定款施行細則の規程に基づき評議員会・理事会を次の通り開催します。

新型コロナウイルス感染拡大が続く中では、開催省略の決議やテレビ会議等を利用し評議員会・理事会も適時実施の方向です。(令和2年3月9日付事務連絡「新型コロナウイルス感染症の発生に伴う社会福祉法人の運営に関する取扱いについて」)

### 1. 社会福祉法の適正な運営を行うため、定款及び定款施行細則の規程に基づき評議員

会・理事会を次の通り開催します。

(1) 評議員会及び理事会の開催予定

- ① 令和4年6月2日 理事会開催  
令和3年度事業報告及び決算報告、監事監査結果報告等
- ② 令和4年6月17日 最初の定時評議員会開催  
令和3年度事業報告、令和3年度決算報告等
- ③ 令和4年9月30日 理事会開催  
理事長の職務の執行等  
建築工事公告案、つなぎ融資
- ④ 令和4年11月18日 理事会開催  
理事長の職務の執行等  
建築工事（入札結果・契約方法等）
- ⑤ 令和5年3月16日 理事会開催  
令和4年度補正予算、令和5年度収支予算、事業計画等
- ⑥ 令和5年3月25日 評議員会開催  
令和4年度補正予算、令和5年度収支予算、事業計画等

2. 監事の権限と義務

監事は、理事の業務遂行・職務執行及び財産を監査する役割を担い、法人全体の経営の適切性について監査報告を作成します。主な職務は、業務監査（規程の整備状況、役員・理事会・評議員会、人事管理、施設運営、福祉サービスの向上に関する事項）と会計監査である。

・令和3年度決算に関する監査 令和4年5月18日

3. 据え置き、閲覧

社会福祉法に伴い、次の計算書類等・財産目録等を事務所に据え置きます。

- (1) 計算書類等（計算書類、事業報告、これらの附属明細書、監査報告）は、理事会の承認を受けた後、定時評議員会の2週間前の日から、主たる事務所に5年間備え置き
- (2) 財産目録等（財産目録、役員名簿、報酬等の支給基準を記した書類、事業概要その他省令で定める事項を記載した書類）については、定時評議員会の承認を受けた上、主たる事務所に5年間備え置き

4. 公表

インターネットの利用により、上記3. の据え置き、閲覧の書類等や定款の変更の内容を遅滞なく公表します。

5. 随意契約による1年契約の業者及び価格見直し

随意契約の1年契約とすることに対する契約見直しを実施する。

対象は、

「日用品、寝具レンタル、産業廃棄物収集、食事委託、紙おむつ、私物洗濯。」

6. 職員計画

厚生労働省は、新型コロナウイルス禍で失業した人を中心に4月から他業界から介護や障害福祉の職に就く人を支援する新たな制度を始めると発表した。

人材確保に苦勞している介護業界では慢性的な人材不足が深刻化している。

当施設においても、感染などにより職員が不足するなど、もしもの備えを厚くすることは不可欠であり、そもそも介護の現場は処遇の低さもあり感染対策により現場の負担は増している中で人材確保に向けた取組は重要である。

■在籍状況（実績=R3年12月末現在、4月3月=R4年度期首と期末の計画）

職名	実績	4月	3月	資格	備考
理事長兼法人本部長	1	1	1	介護福祉士	
理事兼事務長	1	1	1	介護福祉士	法人本部及び施設の事務長
施設長	1	1	1	介護支援専門員/社会福祉主事任用	理事
嘱託医（兼産業医）	2	2	2	医師	非常勤
医務室 課長	1	1	1	正看護師	常勤
	3	2	2	〃	常勤
	4	6	6	〃	非常勤
	4	3	3	准看護師	常勤
	6	6	6	〃	非常勤
包括ケア推進課 主任	1	1	1	介護支援専門員	常勤
	1	1	1	社会福祉士/介護福祉士/介護支援専門員	常勤
	1	1	1	相談員（介護支援専門員）	常勤
	2	2	2	管理栄養士	常勤
	1	1	1	柔道整復師	常勤
	2	2	2	理学療法士	非常勤
生活ケア課 課長	1	1	1	介護福祉士	常勤
管理者・係長	1	1	1	介護福祉士/介護支援専門員	常勤

係長	2	2	2	介護福祉士	常勤
主任	1	1	1	〃	常勤
副主任	2	2	2	〃	常勤
	27	28	28	〃	常勤
	6	6	6	〃	非常勤
	2	2	4	介護職員	常勤
	7	7	7	〃	非常勤
	2	0	0	環境整備員（外国人留学生）	非常勤
事務課					
課長	(1)	(1)	(1)		兼務事務長
	2	2	2	事務員	常勤
無料低額診療 雪見原クリニック					
院長	1	1	1	医師	常勤
	(1)	(1)	(1)	准看護師（兼務）	常勤
	(1)	(1)	(1)	事務員（兼務）	常勤
		1	1	放射線技師	非常勤
		1	1	臨床検査技師	非常勤
居宅介護事業所					
管理者	1	1		主任介護支援専門員	常勤
合計	86	84	82		
常勤	57	56	56		
非常勤	29	31	29		

\* 介護老人福祉施設事業と短期入所生活介護事業兼務

## 【特別養護老人ホームベテラン館ヴィラ】

### I. 特別養護老人ホームベテラン館ヴィラの施設運営

#### 1. ベテラン館ヴィラの概要

今年度の施設運営の実施にあたり、引き続き、利用者の安心・安全、安定を確保し、利用者の立場に立った質の高いサービスを提供するとともに、安定した財政基盤の確立、サービスの担い手である人材の確保と育成、新型コロナウイルス感染予防策が重要視されており、対策を行いながら事業継続を行うことが重点目標です。

前年度に引続き、利用者の安全で快適な利用環境を維持するため、利用者にあった環境整備への取り組みを行い、また、防災・減災に関する備えや職員教育を行う。

利用者満足度の高いサービスを提供するために、専門的技術向上など、職員の資質向上のため、職場内外の研修を実施するとともに感染症予防対策の訓練を実施し、万が一感染症（コロナウイルス等）が発生しても継続してご入所者のケアに当たれるよう万全の準備を行います。

安定した財政基盤の確立を図るため、引き続き、資金管理や人員管理及び物品調達などにおいて施設として一元的な管理・運営を行いコスト削減に向けて努力する。

また、人材確保については、引き続き職員紹介制度を利用し、施設基準に必要な人材を確保し、人材の育成に努めます。本年度も役職員一体となり利用者の皆様や地域の方々から喜ばれる施設運営に向け努力してまいります。

#### 2. 事業計画

法人登記	平成 27 年 8 月 10 日
開設年月日	平成 28 年 11 月 1 日
事業所名	特別養護老人ホームベテラン館ヴィラ、雪見原クリニック
事業内容	特別養護老人ホーム/短期入所生活介護（ショートステイ）併設
事業規模	特別養護老人ホーム 8 ユニット（1 ユニット 10 室）利用定員 80 名 ショートステイ 2 ユニット（1 ユニット 10 室）利用定員 20 名 雪見原クリニック（無料低額診療事業）無床
開設場所	埼玉県所沢市大字下富 1011 番 1
敷地面積	2,999.00 m <sup>2</sup>
建物構造	延べ床面積 4,331.04 m <sup>2</sup> (内診療所 51.7 m <sup>2</sup> ) 鉄骨造陸屋根 3 階建

#### 3. 事業運営基本計画

法人の理念に基づき、入所者の自己決定の尊重、自立支援、入所者主体の援助に努める。ユニット型の特長である全室個室を活用し入所者にとってご家族や友人、近隣の皆様が気楽に訪問できる施設を目指し、ユニット、居室が暮らしの場となるよう、職員自身も環境の一部であることを念頭に置き、落ち着いた生活環境づくりに努める。提供するサービスについては入居者、ご家族の同意を得た上、看護職、



介護職等の各職種共同で援助を行い、入所者の QOL の向上を目指します。

入所者の日常の健康管理から緊急時の対応等を協力病院と連携し、入所者にとって最適な提供ができるような運営体制の構築に努める。また、サービス提供時の事故を未然に防止できるよう、発生した場合の早期対応も含めたリスクマネジメントの充実を目指します。また、地域社会に対して、地域に貢献できるよう充実したサービスの提供に努めます。

#### 4. 事業目標

(1) 利用稼働率 97.5%以上確保する。

①. 入退所検討会議を円滑に行い、退所者が出てから速やかに次の入所者を迎えるために体制を整備する。

②. 入所者の健康管理を行い心身の状況の変化と感染症や事故予防策を強化するとともに早期発見の対策を講じ、空床を作らない努力をする。

(2) より良いサービスの提供と運営ができるよう加算体制の維持・発展を目指す。

(3) 利用者ニーズに応じていけるよう各職場でサービスの向上に努める。

(4) 管理職は専門職として知識と技術を磨き人材育成と職員の介護へのやり甲斐に積極的に取り組みを行う。

(5) 一般職員は接遇マナー教育を管理職から教わり自身が強化し、利用者の権利擁護と、身の回りの整理整頓に努め、快適で楽しい生活が送れるように支援する。

職員全員が専門的な知識と幅広い対応能力を養う。

(6) 令和3年12月より雪見原クリニックが開設し、外部の医師・理学療法士等と連携が容易となり、生活機能向上連携加算の算定を開始し1日当たりの利用単価が多少に増加した。しかし、昨年度同様に1～3段階のご入所者が増えたことに伴い居住費・食費の1日単価平均が減少しました。また、昨年度より科学的介護推進体制加算Ⅱを算定しており、継続して定期的に厚生労働省に情報を提供していく必要があり、情報提供の漏れがないよう留意する。この加算の算定が出来る体制になったことにより、栄養マネジメント強化加算が算定可能となった。これにより大幅な増収となった。

#### 5. 施設運営の組織の課題と目標

(1) 各部門の課題と目標

①. 生活ケア課（細井課長）

・業務の標準化（食事・入浴・排泄等）

職員の介護に関する基本知識・技術の習熟度を上げる。

・個別ケア

個別ケアの知識や思考を学ぶことで、利用者一人一人に対して適切な個別ケアサービスが提供できるようにする。

- ・接 遇

利用者等に対して「真心」「思いやり」「気配り」の心を持った介護と接遇に努める。

- ・他部署との連携

ケアプランを基に介護・看護・リハ・栄養課との連携を密にし、利用者が安定した生活と精神状態を保ち、穏やかに日々を過ごせるように支援をしていく。

- ・事故防止

事故対策委員会を中心に事故・ヒヤリ報告書を集計し事故発生時の状況等を分析する。事故の発生原因、発生傾向、結果を取りまとめ有効な防止策を検討しその内容を周知する。引き続き、防犯カメラを利用して事故の発生状況等を分析して再発防止に努める。

## ②. 医務室（田邊課長）

- ・より良い看護ケアを提供する

利用者様の中にはハイリスクの方がおり、看護師の高いアセスメント能力が求められる。他職種から利用者様についての情報を収集。収集した情報を基に医師や他部門に状況の発信を率先して行う。また生活の場での健康管理、療養環境の保持に努める。

- ・看護職員それぞれの目標を設定して、スキルアップを図る

リーダーの役割の職員1名の協力を得て行っていく。

各個人年間目標を上げモチベーションの向上につなげる。

令和3年度より人事考課表に、4月に自己目標を設定。面談年1回実施。

- ・看取り介護の理解を深める

看取り介護の流れ（フロー）を医務課で令和2年に作成。

チームで看取り介護を行える様、カンファレンス開催等他職種に働きかける。

施設内外の研修を活用。

- ・感染対策の徹底

新型コロナウイルス感染症をはじめ、流行性感染症に備え感染予防を徹底、感染委員を中心にスタンダードプリコーションを全職員に1回/月実施。

万が一感染者が発生した場合追跡が出来る様、ユニット訪問はフロア担当毎に極力限定。また発生時はマニュアルにそって対応する様対策している。

## ③. 包括ケア推進課

包括ケア推進課は、生活相談支援（相談員・介護支援専門員）、栄養管理（栄養士）、機能訓練（機能訓練士）があり、目標等は下記の通りです。

- 生活相談支援（新井相談員）

- ・安定した施設運営を行うため、実質稼働率98%を目指します  
 申込者数を増やすために、定期的に近隣の医療機関・居宅介護支援事業所等にパンフレットを送付し、待機者の獲得に努めます。地域の実情を把握することに努め、地域の利用者のニーズにあった施設の在り方を追求します。
- ・スムーズな入退所の受け入れ体制を作る  
 退居から入居までの間隔を7日以内とするため、入退所判定委員会で受入れ可能となった入居希望者には迅速に施設方針の再説明・確認を行うとともに、必要書類の作成準備を依頼します。  
 入居の申込みは窓口対応を原則とし、申し込みと同時にアセスメントし、早期に事前調査を実施することで入所希望者の確保に努めます。
- ・ご家族に対し、きめ細やかな情報を提供し、信頼関係の強化に努めます  
 熱発や体調不良時など、入所中のようすに変化が見られた時など、詳細な状況を適時連絡することで、ご家族との連携強化をはかりコミュニケーション構築に努めます。関係部署に情報提供を行うことで、一貫したケアを目指します。
- ・施設での生活状況をわかりやすく説明します  
 カンファレンスで挙げられた議題や生活状況について説明し、ご家族の意向や要望を反映した施設サービス計画書を作成します。
- ・入院中のご入所者の状態把握に努めます  
 入院先の相談員と積極的にコミュニケーションを図り、入所者の状況を適宜把握し、退院と同時に受け入れ体制が取れるようにします。また、状態が大きく変化された場合や、常時の医療行為の必要性などにより今後特別養護老人ホームでの生活が困難になってしまった場合には、ご家族が不安にならないよう転院について支援します。
- 栄養管理  
 利用者に提供する食事、特に、献立の内容、提出書類の確認など厨房委託会社と連携をとり円滑に進めていく。  
 一方、管理栄養士による「おやつレク」は恒例となり、利用者のレク（機能訓練）の一環としても有用となっておりますので、今年度も続けて参りたいと考えております。
- 機能訓練  
 常勤の柔道整復師、非常勤の理学療法士2名が協働して機能訓練計画に沿った機能訓練を行いご利用者様のQOL維持・向上を目指し、又ご利用者様がより良い生活が送れる様に他職種との連携をより一層強化しご利用者様に合った機能訓練、サービスを提供出来る様に努めます。

## 6. 処遇内容

上記の目標の達成のために、次の内容で援助を行う

- (1) 利用開始時のオリエンテーション  
利用開始時に本人及び家族の状況・利用にいたる動機等を十分理解するとともに、事業所の処遇内容等の情報を正確に提供する。家族関係がサービス利用後においてもご家族への説明・見学等で良好に継続できるように援助する。
- (2) 日常生活の介護・援助  
画一的な処遇に陥りやすい危険性があるが、利用者個々がもっている身体的・精神的能力を維持できるように努めるとともに、個々の不安に対してカンファレンス・モニタリングの実施を通じて適切な援助を図り個々の自立性を高めるように努める。また、職員による創意あふれる処遇計画により様々な援助を実施する。
- (3) 認知症入所者の対応  
認知症を有する利用者は、不安から様々な行動が現れることを念頭に置き、ユニット内や食堂居間を家庭的な雰囲気にすることで落ち着いた心身状況を作るように心がけ、アセスメント実施や職場研修を通じて計画、観察、評価、記録などを徹底する。
- (4) 身体拘束廃止の取組  
身体拘束は、人権擁護の観点から問題があるだけでなく、利用者の QOL を根本から損なう危険性を有している。身体拘束によって、身体機能が低下し寝たきりにつながるおそれがある。  
これらを踏まえ会議の開催や研修会への参加を通じてマニュアルに沿った取り組みを行い、常に必要性を確認し身体拘束ゼロを実現維持するよう努める。
- (5) 虐待防止  
高齢者に対する虐待は家族や施設等で身近な問題として存在します。誰もが直面し得る人権課題として捉えるとともに、特に介護に携わる専門職は、会議の開催や研修会への参加等によって、高齢者の尊厳を支える利用者本位のより良いケアの実現を目指すことが求められており、高齢者虐待の防止に全力で取り組みます。
- (6) 健康管理  
利用者の疾病を十分に配慮し、疾病から発生する様々な問題に対して医師、協力病院と連携を図りカンファレンスの実施や機能訓練を通じて日々の健康管理・施設内感染の防止・予防接種の実施、疾病の早期発見、早期治療に取り組んでいきます。夜間につきましては、看護職員の夜勤体制を継続、協力病院等との連携で緊急時でも素早く対応できるよう努めます。また、設備・備品等の衛生管理に努め、医薬品・医療器具の管理を適正に行い感染症の発生、蔓延を防止するために必要な措置を講じます。
- (7) 各種行事・レクリエーション等  
日常生活においてレクリエーション活動は各人の連帯感・協調性を養うばかりでなく、生活に明るさと潤いを持たせるうえで大きな役割を果たす。実施にあたっては年間行事作成、職種連携によって計画・実施・評価をし、身体的・精神的状況

を充分考慮した上で入所者が簡単に参加できるように努める。

#### (8) 家族交流

特別養護老人ホームベテラン館に入所したことによって、家族と離れて生活することから生ずる精神的・心理的不安の解消に努める。具体的には面接時に情報提供等によって家族及び入所者が安心して生活できるように相互理解を深め家族交流を援助していく。また、新型コロナウイルス感染拡大時（緊急事態宣言発出時等）にやむを得ず家族等面会を制限している時には、ITC等の機材等を使用して家族等との繋がりが持てるよう努める。

#### (9) 栄養・給食

食事は楽しみの一つであり、自己主張・表現の出来る場として、個別ニーズが強調され、より個別処遇の大切さが求められる。個人の習慣への対応や食べる楽しさの提供、食事の雰囲気づくりなどに配慮し、個々の嗜好を加味した食事提供を行う。

当施設では、調理された食事を適切な衛生管理、温度管理の下に食中毒の予防、厳格な衛生管理を行います。また、手作りおやつを各ユニットにて1か月に一度の割合で実施する予定です。利用者の病状や体調・残存機能に合わせた食べやすい献立、形態、嗜好にも十分配慮して提供いたします。月1回実施する給食委員会で施設長・栄養管理士・看護師・ユニットリーダー・委託会社責任者等の多職種共同による栄養マネジメント、カンファレンス、個別聞き取り、嗜好調査、喫食量調査、環境整備、栄養指導にも積極的に取り組みます。

#### (10) 防災計画

施設管理で最も重要な事項は、入所者を災害から守ることである。そのため火災を出さないを基本に置き、火の取扱い及び使用後の確認に特に注意を払い防火に努める。

火災に限らず、地震発生時などについても、特に夜間における避難介助の方法及び消防署との連携体制を避難訓練等の実施において、強化確立を図り、職員、利用者の防火意識の高揚に努める。

具体的には、

1. 出火防止、災害防止のため防火設備の点検管理を行い、不備欠陥の内容安全確保に努める
2. 発生時に被害を最小限に止めるため、消防機関指導（年2回）を要請し、消防訓練等をおこなう
3. 非常災害対策に備えて、消防計画、風水害、地震等に対処する計画を作成し非常食・水・懐中電灯・ラジオ等の常備、施設内外の危険個所の把握、点検等防災対策の徹底に努める
4. 法人内で緊急連絡網を作成し非常時には迅速に対応します

#### (11) 事故防止対策

質の高いサービスを提供することを目標に、必要な体制を整備するとともに、利用者一人ひとりに着目した個別的なサービス提供を徹底し組織全体で介護事故の防止に取り組みます。介護従事者は常に危機意識を持ち入居者の安全を最優先する介護を徹底します。介護行為においては、確認・再確認作業を徹底し事故防止を図ります。

また、安全管理体制を組織化するための事故発生の防止のための指針をしっかりと定め、指針にのっとり事故防止のための職員研修に関する基本方針の策定、介護事故（インシデントも含む）報告制度の導入を行い、常に組織として改善策を職員に周知徹底する体制を整備することで介護事故防止、事故再発を防止します。具体的には、定期的な委員会及び事例検討会の開催（事例の収集、カメラを使った分析、再発防止策の検討・策定・防止策の実施・防止対策実施後の評価）を行います。

#### (12) 感染対策

感染症等に対する抵抗力が弱い高齢者が生活する場所で、こうした高齢者が多数生活する環境は、感染が広がりやすい状況にあることを認識する必要がある。施設において感染症・食中毒を予防する体制を整備し、日頃から対策を実施するとともに、発生時には迅速で適切な対応に努める。

具体的には、うがい・手洗い等の実施、感染症及び食中毒まん延防止委員会の開催、研修の開催を行います。

#### (13) 職員の連携

職員個々の専門性を高めることはもとより、個々のケースに対し、同一の処遇が行えるように個別処遇計画に基づき、職員間の連絡・報告の場として、各種リーダー会議やユニットリーダー会議及び委員会の開催、研修の開催、カンファレンスの実施等において、さらに日常業務において情報の共有化を図る。

#### (14) 職員教育及び生活支援体制

介護の質の向上を図るために、職員研修の機会を施設内実施だけでなく、外部研修の参加も促します。加えて介護職員育成のため、実習生の受入も行います。

①職員は利用者の希望、必要としていること、苦情等を積極的に傾聴し個別介護計画に反映します。

②職員は利用者やその家族の個人情報を守秘する義務を厳格に守ります。

③職員は利用者が地域との交流を円滑に行えるよう行政、自治会、老人会、ボランティア、介護事業所と連携し、地域の行事等の情報収集や地域交流の積極的な参加を促します。

#### (15) 情報提供

施設において、ホームページを作成し、更新作業を本来業務に位置付け、開かれた施設を目指す。また、昨年度より活動を開始した IT 委員会を中心に適宜更新して、施設の情報を内外に流していく。

(16) 業務の点検

現状の各部門の業務を随時見直し、利用者一人ひとりに合った生活支援を目標とし、各職員が協力し実施していくように心がける。

(17) 地域交流の推進

地域の高齢者介護の拠点として、地域住民と共に歩む施設となるように、地域の介護力の強化のための講習会、可能な限り利用者が散歩や花見、買い物、地域の行事やお祭り等で地域に出かけ、地域住民と触れ合う機会をつくります。

具体的には、富岡まちづくりセンターの富岡福祉プロジェクト会議・住民懇談会に参加し、また、十四軒自治会の十四軒天王様夏祭りに積極的に取り組んでまいります。

学校法人秋草学園秋草学園高等学校で実施されるボランティア授業一環として行われる職場体験の受入れを令和元年度より行いましたが、令和2年度は、新型コロナウイルス対策の為、ボランティア授業が中止になり行うことが出来ませんでした。今年度は、新型コロナウイルス及びその他の状況を分析しながら出来る限り受入を行っていきたいと考えております。

(18) 個人情報の取扱い

利用者又は、家族について知り得た情報を正確な理由なく、事業者、介護従事者が第三者に漏洩することがないように、必要な措置を講じ防止に努めます。

(19) 苦情解決の取組

施設が提供するサービスに係る利用者からの苦情の解決について、適切な対応を図り、利用者及び家族の信頼に応えるとともに、利用者の権利を擁護し、サービスの向上に努めます。

(20) 入所者の目標（標準的な日課）

当施設はユニット型なので、24時間シートの活用を進め、個別ケアに力を入れています。下記の表は、各ユニットの標準的な日課（ケア）の内容です。

(21) 入所者の目標（標準的な日課）

当施設はユニット型なので、24時間シートの活用を進め、個別ケアに力を入れています。下記の表は、各ユニットの標準的な日課（ケア）の内容です。

時間	日課	時間	日課
7：00	起床・洗面・着替え	15：30	余暇活動
7：20	お茶	16：00	排泄介助
7：30	食堂への誘導・移動	17：30	食堂への誘導・移動
8：00	朝食・口腔ケア	18：00	夕食・口腔ケア
9：00	排泄介助・ 入浴 (月・火・水・木・金・土)	19：00	洗面・着替え
11：00	余暇活動		

11:30	食堂への誘導・移動	20:00	排泄
12:00	昼食・口腔ケア	21:00	消灯
13:00	入浴 (月・火・水・木・金・土)	以降1時間毎の見回り	
14:00	排泄介助	24:00	おむつ交換
14:30	余暇活動	4:00	おむつ交換
15:00	おやつ		

※排泄は個別ケアの為時間をご入所者毎違います。

#### ①.余暇活動等

利用者一人ひとりが如何に心豊かな日々を送ることができるかを常に考えながら、日々業務を行う。良好な人間関係や快適な居住環境の提供、年間行事など様々な観点から利用者の幸せに応えていけるよう努力する。

#### ②.排泄

排泄用具や排泄時間の見直しを継続する。利用者の身体的機能を維持しながら負担のかからない尊厳とプライバシーを守り介助方法を考えていく。介護・看護と連携を取りながら排泄のチェックを行い健康管理の徹底を図る。

#### ③.入浴

安全に実施することは前提に、利用者にとって心身ともに快適な入浴にしていく。介護・看護と協力し、日々の健康状態を観察し個々の利用者にあった入浴方法を職員に指導し健康管理を図る。利用者の意見や要望・苦情など傾聴し、入浴方法や時間・用具の見直しを継続していく。

#### ④.食事

利用者にとって、食事がおいしく楽しいものとなるように、献立、盛り付け、調理法の工夫を行う。特に、介護食は食べ易さのみでなく見た目も重視し、ゼリー状やムース状での提供も行う。

栄養ケアマネジメントを実施し個別の栄養ケアを行い、低栄養状態の予防・改善に食事形態の検討を行う。

療養食は、口腔機能や病状に合わせ医師の指示により提供し、行事食は季節に合った行事食を年間計画に沿って実施し提供する。

検食・保存食・備蓄食はその結果を給食委員会にて討議し、食事の改善に役立てる。

残菜調査、嗜好調査は委託会社と共同で実施し、個別の栄養相談も随時実施する。

#### ⑤.行事食予定

月日	行事名	備考
4月	お花見御膳	昼食
5月5日	端午の節句	昼食



6月	梅雨のお楽しみランチ	昼食
7月7日	七夕	昼食
7月	土用の丑の日	昼食
8月	精進料理	昼食
8月	夏祭り	昼食
9月	敬老の日	昼食
9月10日	十五夜	昼食
10月	秋の行楽	昼食
10月31日	ハローウィン	昼・おやつ
11月1日	開所記念	昼・おやつ
12月22日	冬至	昼食
12月24日	クリスマス	昼食
12月31日	年越しそば	夕食
1月1日	おせち料理	昼食
1月3日	三日とろろ	朝食
1月7日	七草がゆ	朝食
2月3日	節分	昼食・おやつ
2月14日	バレンタインデー	おやつ
3月3日	ひな祭り	昼食・おやつ

\*毎月1回のお誕生日（昼食）を実施予定

## (22) 職員研修年間計画

研修課題について OFF-JT（職場外）や OJT（職場内）を積極的に取り入れながら実施していく。研修課題は以下の通りとする。

- ①. 認知症への理解の不足に対する尊厳することの大切さ
- ②. 利用者とのコミュニケーション（傾聴）の不足と利用者個別性におけるケアや介護技術の再確認、利用者と向き合うこと知ることの意味を理解する
- ③. 記録に対する認識と理解不足に対するリスクマネジメントという観点からの記録の目的意味を理解する
- ④. 緊急事態に遭遇する場面に対する AED（心臓マッサージ）訓練と対応
- ⑤. 職員のためのストレスケアが十分でないことに対するメンタルヘルスの実施
- ⑥. 施設全体及び職員個々の資質に合わせた研修が行えていないことに対する研修と職員それぞれに合った研修計画を作成し実施、評価していく
- ⑦. 職員一人ひとりが意識して介護保険制度の内容、介護サービスの仕組みを理解し自身のセッションの現状を把握し自ら意見を出して改善につなげるように支援する
- ⑧. 研修計画をもとに、生活ケア課長はライフケア部署職員への研修の振り分けを行い協力体制を取れるようにしていく

⑨.外部研修に参加した職員は情報共有を図る目的のため、伝達する場を設けていく

⑩. 法人の垣根を越えた他施設との交流を実施していく

・年間研修計画予定表

研修計画については、内部での研修を優先に月1回実施の予定である。

外部研修については事業展開の中で検討する。

月度	研修項目と内容	学習目標	研修担当	対象者
4月	特養の役割と法令	特養の役割と法令	理事長	全職員
5月	事故防止における危険予測	予測すること	事故対策委員	全職員
6月	手洗い方法と食中毒	正しい手洗い	管理栄養士	全職員
7月	認知症の種類、病気対応①	症状の理解	生活ケア課長	生活ケア課員
8月	認知症の種類、病気対応②	具体的な対応	生活ケア課長	生活ケア課員
9月	高齢者虐待	身体拘束と虐待	施設長	全職員
10月	褥瘡予防基礎	メカニズムの理解	看護職員	生活ケア課員
11月	救急対応、非常災害時の対応	対応方法を学ぶ	防災責任者	全職員
12月	インフルエンザ、ノロウイルス	手指衛生重要性、 個人用防護具	看護職員	全職員
1月	事故分析方法	分析方法の理解	事故対策委員長	生活ケア課員
2月	身体拘束廃止に向けた対応	取組みと共通理解	施設長	生活ケア課員
3月	外部研修報告	外部研修の職員間 共有	外部研修参加者	生活支援部員

・行事予定

季節	行事名	行事内容
4月	お花見	お花見ツアー、秋草学園とのコラボ
5月	母の日 菖蒲湯	
6月	父の日	
7月	七夕	笹を飾る
8月	夏祭り	4月発足の夏祭り委員会で決定する
9月	敬老会	全館行事としての位置づけ
10月	ハローウィン	全館に飾りをして楽しむ
11月	開所記念	
12月	クリスマス ゆず湯	サンタが登場。プレゼントを配る。

1月	お正月（お屠蘇）	
2月	節分 バレンタイン	職員が鬼になって チョコレートを配る
3月	ひな祭り ホワイトデー	ひなあられ、甘酒

## 7. 目標稼働率

### (1) 特養入所

定数 80 床に対して年間月平均一日当たり 78.0 人（入院入所者を除く）、稼働率 97.5%以上

	4月	5月	6月	7月	8月	9月
月平均利用者数（人）	78.0	78.0	78.0	78.0	78.0	78.0
稼働率（%）	97.5	97.5	97.5	97.5	97.5	97.5

	10月	11月	12月	1月	2月	3月
月平均利用者数（人）	78.0	78.0	78.0	78.0	78.0	78.0
稼働率（%）	97.5	97.5	97.5	97.5	97.5	97.5

## 8. 施設各種会議及び各種委員会

運営規程及び管理者が定める会議・委員会は別紙「法人会議及び各種委員会」を参照願います。

ここでは、施設の委員会においては、利用者の処遇の向上に資するための給食委員会等を、また、利用者の安全を図るための感染症及び食中毒まん延防止委員会や事故発生防止対策委員会等を定期開催し、方針の周知、ニーズの把握、処遇の改善を図り、その具体策を検討協議することを目的として運営します。

さらに、職員相互の十分な意思の疎通を図り、共通認識にたった業務遂行の為に、施設運営各種会議に取り組む必要があります。

委員会名	日時	備考
入退所検討会議	随時	施設長
施設サービス計画に関する会議	月1回	介護支援専門員
入所者に提供する食事に関する会議	年4回	施設長
感染症及び食中毒まん延防止委員会	2か月1回	施設長
身体拘束廃止委員会	2か月1回	施設長

褥瘡対策委員会	2か月1回	看護職員
事故発生防止対策委員会	2か月1回	生活ケア課長(介護長)
給食委員会	月1回	管理栄養士
衛生委員会・ユニットリーダー会議	月1回	理事長

#### 9. 短期入所生活介護の運営(管理者大平係長)

短期入所生活介護事業は、昨年度に引き続き、換気・手洗い・消毒等の徹底、送迎時の検温や体調確認等を行って行きます。特養との行き来は可能な限り行わず、万が一の場合にも感染が拡がらない様にします。

その他、看護師・感染委員会とも連携して、コロナウイルス以外の感染予防にも努めます。コロナ禍による面会制限は、今後も続く事が予想されます。

顔を合わせることが出来ない中での家族、ケアマネジャーとの信頼関係構築の為、変化があった際の連絡(書面含)等をしっかりと行って行きたいと思っております。

##### (1). 基本的な考え

特養入所待機のロングショート希望者を10名とその他の利用者で稼働率の向上が図れる様に、地域の医療機関や居宅支援事業所へ空床情報を提供すると共に、緊急ショートの受け入れ等についても柔軟に対応して行きます。

##### (2). 事業目標

特養併設20床及び空床利用

年間月平均一日当たり17.5人、稼働率87.5%以上

	4月	5月	6月	7月	8月	9月
月平均利用者数(人)	17.5	17.5	17.5	17.5	17.5	17.5
稼働率(%)	87.5	87.5	87.5	87.5	87.5	87.5

	10月	11月	12月	1月	2月	3月
月平均利用者数(人)	17.5	17.5	17.5	17.5	17.5	17.5
稼働率(%)	87.5	87.5	87.5	87.5	87.5	87.5

##### (3). 事業内容

- ①. 居宅介護支援事業所のケアマネジャーの立てる介護計画に沿い、利用者・家族の希望を取り入れながら、サービス提供を行って行きます。
- ②. 新規の利用希望者には、見学やサービスの説明をすると共に、訪問事前面談を

行い、利用者や家族が、快く且つ有効にサービスを利用できるように調整します。

- ③. サービス提供に関しては、介護保険制度上の利用料や保険給付に関する制約や、施設サービスの機能や範囲の説明を行い、合意の上契約の締結を行います。
- ④. 利用者や家族、担当ケアマネジャーとの連絡やモニタリングを行い、利用に際しての希望や、利用者の様子など、必要な情報を整備し、各職員に伝達することで、的確なサービスが提供できるよう調整を行います。
- ⑤. 前回利用時の利用者の様子や出来事などの記録を確認し、サービスの問題点を是正しながら、サービスの構築に努めます。
- ⑥. 併設の特別養護老人ホームと同様にサービス提供を行うが、主治医が嘱託医ではない利用者もいるので、希望を確認しながら提供を行います。
- ⑦. 外部からの来客も多い為、挨拶等の基本的な事など含めて、接遇等の指導をして行きます。
- ⑧. 安心して過ごせる場であることを第一に考え、ケアの方法や関わり方が、適切であるか、利用者本人はもちろんであるが、周囲の人たちが見聞きして、不快なケアや関わり方をせず、職員各自で注意をし合える環境を作ります。
- ⑨. 利用者の置かれている環境や心身状況等の把握に努めます。また、利用者や家族の相談に適切に対応するとともに、助言やその他、必要な援助を行って行きます。

#### 【無料低額診療事業「雪見原クリニック」(院長五十嵐医師)】

雪見原クリニックは、令和3年1月1日に医療機関として開設し、令和3年12月1日に保健医療機関として開業しました。昨年度は開設年度で、新型コロナウイルス第6波とも重なり思うように近隣への周知が出来なかったため今年度は近隣へ周知を積極的に行い患者増に繋げる。

##### 1. 基本的な考え

- (1). 特別養護老人ホームベテラン館ヴィラの協力医療機関(配置医師)としての役割  
当院は、特別養護老人ホームベテラン館ヴィラ併設で診療事業を行っております。特養ご利用者の急性増悪早期に対応できるだけでなく、看取りにも積極的に対応します。また、近隣には医療機関がなく、従業員が体調不良者が出た場合にも対応します。
- (2). 保険医療機関としての役割  
当院は、近隣に住宅が少ないこと、高齢者も多いことから、往診(訪問診療)に積極的に対応します。現在、数か所往診(訪問診療)を行っており、今年度は件数を増やすよう努力します。
- (3). 無料低額診療  
当院は、無料低額診療施設です。減免(生活保護)対象者に対して、総保険診療費

の1割を減免することにより、費用の支払いが困難な方でも遠慮せずに医療を受けられるようにするとともに、適切な医療を提供します。

昨年度は、減免対象者（減免日数）は、総患者（総日数）の25%程度です。

今年度も基準の割合（10%）以上で推移するよう無料低額診療の周知を行います。

#### (4). その他

当院には、レントゲン装置、超音波装置、心電図、骨密度（エコー）、オージオメーター等の装置機器があり検査することが可能です。

また、採血や尿検査も外部検査機関との連携で検査が可能です。

これにより健康診断などの予防医療にも積極的に推進します。

## 2. 事業目標及び目標達成のための計画

- (1). 特別養護老人ホームベテラン館ヴィラの協力医療機関（配置医師）として入居者の健康管理と必要な治療を適宜適切に行うために、施設看護師と連携を密にして対応します。
- (2). 近隣のからの外来患者及び往診（訪問診察）患者を増やす。そのために、保険医療機関「雪見原クリニック」が開設したことの周知を図り、外来患者及び往診（訪問診察）の患者獲得の増大を目指す。
- (3). 貧困等で受診をあきらめている方に周知を図り、減免対象者を10%以上獲得する。近隣の居宅介護支援事業所や社会福祉協議会、施設利用者のご家族にも開設したことや標榜科目を周知して対象者を増やす。
- (4). 企業健診等を増やす。施設出入り企業や近隣企業に営業をかけて企業健診を呼び込む。

### 【居宅介護支援事業（ベテラン館ヴィラ所沢）】

居宅介護支援事業所は、令和3年8月1日より事業を開始しました。

在宅での介護を支える窓口となるべく、また、早急な事業収益化の達成を目標に、法人内の他事業の貢献に努めていきます。

このため、地域の医療機関、地域包括支援センター、民生委員など、さまざまな機関と連携できるよう心がけ、在宅医療・福祉の柱となれるよう取り組みます。

#### 1. 基本方針

高齢者が要介護状態になった場合においても、住み慣れた地域において、その有する能力に応じ自立した在宅生活が送れるよう支援していきます。ご利用者の心身の状況、また、おかれている環境等に応じて、ご利用者の選択に基づき、適切な福祉サービスおよび保健医療サービスが、総合的に提供されるよう支援します。

サービスの提供にあたっては、ご利用者の意思および人格を尊重し、常にご利用者の立場に立ち、提供される居宅サービス等が、不当に偏ることのないよう公平中立に行います。

## 2. 事業目標

- (1). 法人内の事業所との連携を強化し、安定した事業所運営に取り組みます。
- (2). サービス事業所との担当者会議を積極的に活用し、情報の共有と連携が円滑に行えるよう努め、サービスの一元化と安定した提供を行うための体制作りを進めます。
- (3). 作成したケアプランのモニタリングを、実際にケアを提供しているサービス事業所に訪問し、確認しながら行います。このことにより、評価の有効性を高め、よりご利用者の状況に対応したサービス計画作成につなげます。
- (4). 法令に基づき適切に業務を遂行し、定期的に自主点検を実施します。
- (5). 事業所内外の研修に積極的に参加し、専門職としての自己研鑽を図りながら地域に信頼される事業所づくりを行います。
- (6). 地域の医療・行政・住民など社会資源の連携強化に参加しながら、これを活用した質の高い計画の立案に努めます。
- (7). 正確な介護保険請求・介護給付を行います。
- (8). 利用者のニーズと法令に即した適切なサービス計画の作成を行い、分かりやすく説明します。

## 3. 業務内容

### (1). 居宅ケアプランの作成

- ①. ご利用者・ご家族との信頼関係を築き、的確な状況把握に努めます
- ②. 課題（ニーズ）に即した分かりやすいケアプランを作成します。
- ③. ご利用者の状況の変化に、臨機応変に対応します。

### (2). サービス担当者会議の実施

- ①. 保健・医療・福祉の連携を図り、定期的に情報交換を行います。
- ②. 定期的に会議を実施するほか、処遇困難ケースや病状の変化などが発生した場合は臨機に開催し、情報の共有化と問題の早期解決に努めます。

### (3). モニタリングの実施

- ①. ご利用者の自立支援を目指し、能力・意欲を引き出すことを重要課題とします。
- ②. 現在抱えている問題を収集し、ご利用者・ご家族とともに解決すべき課題を把握します。
- ③. 適時にモニタリングを実施し、個別ニーズの把握に努めます。
- ④. モニタリングの結果を踏まえ、ご利用者・ご家族の希望を反映したケアプランを作成します。

### (4). 介護保険請求・介護給付

- ①. サービス実績・事業所レセプトの点検体制を強化し、正確な請求に努めます。
- ②. 国民健康保険団体連合会への正確な請求を行うため、マニュアルの整備・見直しを行いながら、居宅関係併設事業所も含め提出方法の一元化を図ります。

#### 4. 具体的計画

- (1). 介護保険制度の動向や地域の福祉情勢を把握し、事業の検討および改善に努めます。
  - ①. 各種研修会および圏域の居宅系部会等に参加し、常に新しい情報を収集します。
  - ②. 地域包括支援センターおよび他の関係事業所との相互連絡を積極的に行い、事業の円滑化を図ります。
  - ③. 常に経営分析を念頭に置き、圏域の情勢を勘案しながら今後の方向性を見極めていきます。
- (2). 自立支援と重度化予防の視点から利用者のニーズを的確にとらえ、ケアマネジメントを行います。
  - ①. 利用者のニーズを的確に把握できるよう相談面接技術力を高めます。
  - ②. 課題やニーズを明らかにし、利用者の生活全体に目を向けたアセスメントおよび利用者主体のケアプラン作成を行います。
- (3). 専門研修への参加および自己研鑽を行うことにより、専門職としての資質の向上に努め、利用者および地域に選ばれる事業所を目指します。
  - ①. 圏域の研修および専門研修等に積極的に参加し、介護支援専門員としての専門性をさらに高めていきます。
  - ②. ご利用者および地域から信頼されるよう日ごろから接遇には十分配慮し、誠意を持って接します。
  - ③. 各種会議・研修等へ参加し、職員の資質の向上を図るとともに、事業所間の情報共有に役立てます。
- (4). マニュアルの作成・見直しを通じ、アセスメントからプラン作成・サービス提供への流れを明瞭にすることで業務の標準化を行います。
  - ①. サービス提供の流れをマニュアル化し、確実な実施と進捗の確認を行います。
  - ②. マニュアルの妥当性を定期的に見直し改善します。
- (5). 個人情報の保護に留意しながら、適切な情報提供・情報開示を行い、説明責任を果たせるよう努めます。
  - ①. 利用者の権利・プライドを尊重し、個人情報を保護していきます。
  - ②. 介護サービス情報の公表により事業者情報を正確に伝える。さらに機関紙・ホームページ・掲示板を活用し、情報を提供していきます。
  - ③. サービスの提供にあたり、計画について十分な説明を行い利用者の理解と同意を得ていきます。
- (6). 自己評価を行い、サービスの質の検証・改善に取り組みます。
  - ①. 年間の目標を設定し、達成できるよう努力します。



- ②. 苦情や要望については真摯に受け止め、必要な対応を速やかに行うとともに、サービスの改善に努めます。
  - ③. 利用者の人権擁護・自己実現の視点から、身体拘束廃止・虐待防止・事故予防を重視したマネジメントを徹底します。
- (7). 利用者状況に応じた柔軟な対応ができる体制作りを行います。
- ①. 対応困難ケースについての具体的な処遇方針検討を実施します。
  - ②. 地域における事業者や活用できる社会資源の状況変化について情報を共有します。
  - ③. 保健医療および福祉に関する諸制度について情報共有を行います。
  - ④. ケアマネジメントに関する技術に関する意見交換を実施し向上に努めます。
- (8). 適切な車輛管理と安全運転を実施します。
- ①. 運行前の点検実施を実施し、異常を確認した場合は速やかに報告を行います。
  - ②. 交通法規を遵守し運転のみならず駐車にも配慮を行います。

【(仮称) 特別養護老人ホームベテラン館ヴィラ桶川】

1. 土地取得

(仮称) 特別養護老人ホームベテラン館桶川の敷地について購入する。

敷地面積 6, 567. 31 m<sup>2</sup>

2. 建物計画

(仮称) 特別養護老人ホームベテラン館桶川の建築を開始する。

鉄骨3階建

延床面積 4, 070. 84 m<sup>2</sup>

建築面積 1, 719. 79 m<sup>2</sup>

3. 入札の実施

建築に先立ち一般競争入札を実施する。

4. 補助協議

令和4年度分の特別養護老人ホーム補助協議を行う。

5. 資金計画

別紙、資金収支予算書内訳書の通り。

以上

